

静岡文化芸術大学学長の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第74条第1項の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学が設置する大学の学長（以下「学長」という。）の任期に関し、必要な事項を定める。

(任期等)

第2条 学長の任期は4年とする。

- 2 学長は再任されることができる。ただし、再任後の任期は2年とし、原則として再任は1回とする。
- 3 学長が任期中に欠けたときの後任の学長の任期は、前任者の残任期間のうち、理事長が定める期間とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下、「定款」という。）第11条第2項に規定する学長選考会議の審議を経たうえで、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年11月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に学長である者に対する第2条の適用については、定款施行後に学長であった期間を通算する。